

工事等に係る指名停止等における苦情処理要領

(趣旨)

第1条 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)及び同法第17条第1項に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(令和4年5月20日閣議決定)を踏まえ、競争入札参加資格者への措置の公正性及び透明性を高めるため、苦情の処理について必要な事項を定める。

(対象となる措置)

第2条 この要領は、次の各号に掲げる措置のうち、建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に掲げる工事、測量、地質調査、土木施設物の設計、建築物の設計、技術資料作成、道路清掃、公園草刈・清掃等及びその他の契約の資格に係るもの(当該資格以外の資格に関する業務について行われたことが明らかである措置を除く。)を対象とする。

(1) 新ひだか町競争入札参加資格者指名停止等措置要領(令和5年訓令第6号。以下「指名停止等措置要領」という。)の規定による指名停止(指名停止期間の変更を含む。)

(2) 新ひだか町競争入札参加資格関係事務処理規程(令和4年訓令第11号。以下「事務処理規程」という。)の規定による競争入札参加排除(苦情の申立て)

第3条 苦情の申立てができる者は、前条に掲げる措置(以下「指名停止等」という。)の対象となった者とし、対象となる指名停止等の期間内に、当該指名停止等の理由及び期間について苦情を申し立てることができるものとする。

2 苦情の申立ての手続は、次の各号によるものとする。

(1) 町長は、苦情の申立てを行おうとする者があるときは、苦情申立書(別記様式第1号)により行わせるものとする。

(2) 審査担当部長等(事務処理規程第3条第4項の表に掲げる部長、局長等で、その資格の審査に係る主たる担当部署の長をいう。以下同じ。)は、苦情の申立てがあったときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して5日(新ひだか町の休日を定める条例(平成18年3月3

1 日条例第 2 号)に規定する休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に、苦情申立て回答書(別記様式第 2 号)により回答するものとする。

(3) 審査担当部長等は、前項に定める申立期間を経過したものその他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して 5 日(休日を含まない。)以内に、その申立てを却下することができるものとし、苦情申立て却下通知書(別記様式第 3 号)により申立てを行った者に通知するものとする。

(4) 前 2 号の規定にかかわらず、審査担当部長等は、事務処理上の困難その他合理的かつ相当の理由があるときは、前 2 号の回答又は却下の通知までの期間を延長することができるものとする。

(5) 審査担当部長等は、第 1 号の苦情の申立てがあったときは、第 1 号又は第 2 号の回答の通知を行う前に第 4 条第 2 項第 2 号に規定する委員会へ報告するものとする。

(再苦情の申立て)

第 4 条 再苦情の申立てができる者は、前条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定による通知を受けた者とし、対象となる指名停止等の期間内(当該回答又は却下の通知を行った日の翌日から当該指名停止等の終期までの期間が 2 週間を下回る場合にあっては、当該回答又は却下の通知を行った日の翌日から起算して 2 週間以内)に再苦情を申し立てることができるものとする。

2 再苦情の申立ての手続は次の各号によるものとする。

(1) 町長は、再苦情の申立てを行おうとする者があるときは、再苦情申立書(別記様式第 4 号)により行わせるものとする。

(2) 審査担当部長等は、再苦情の申立てがあったときは、再苦情申立てに係る審議依頼書(別記様式第 5 号)により速やかに新ひだか町競争入札審査委員会規程(令和 4 年訓令第 1 2 号)第 1 条に規定する新ひだか町競争入札審査委員会(以下「委員会」という。)に審議を依頼するとともに、審議の過程においては、必要に応じ、説明を行うものとする。

(3) 委員会による審議は、再苦情の申立てを行った者及び審査担当部長

等から提出された書面その他委員会が必要と認める方法により行うものとする。

(4) 委員会は、前号の審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を審査担当部長等に報告するものとする。

(5) 前号の報告は、再苦情の申立てがあった日からおおむね50日以内に行わなければならない。

(6) 審査担当部長等は、再苦情の申立てを行った者に対し、委員会の審議の結果を踏まえた上で、当該審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、再苦情申立て回答書（別記様式第6号）によりその結果を回答するものとする。この場合において、申立てが認められなかったときは申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してその旨を、申立てが認められたときは委員会の意見を踏まえ、申立てが認められた旨及びこれに伴い町長が講じようとする措置の概要を再苦情の申立てを行った者に対し明らかにするものとする。

(7) 審査担当部長等は、前項に定める申立期間を経過したものその他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるときは、再苦情の申立てを受理した日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、その申立てを却下することができるものとし、再苦情申立て却下通知書（別記様式第7号）により申立てを行った者に通知するものとする。

(8) 前2号の再苦情の申立てに対する回答又は却下の通知までの期間は、第3条第2項第3号の規定を準用する。

（要領及び苦情処理結果の公表）

第5条 審査担当部長等は、閲覧場所を定めて、この要領を公表するものとする。

2 審査担当部長等は、第3条第2項第2号及び第3号の通知並びに前条第2項第6号及び第7号の通知を行ったときは、前項の閲覧場所において、遅滞なくその内容を公表するものとする。また、新ひだか町ホームページへも掲載することができるものとする。

3 前項の規定による公表は、通知日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。ただし、指名停止期間が通知日の属する年度の翌年度の3

月 31 日を超える場合は、当該期間終了日の属する年度の 3 月 31 日までとする。

(その他)

第 6 条 審査担当部長等は、第 2 条に定める資格を有する者に対し指名停止等について指名停止等措置要領第 11 条第 1 項及び第 13 条並びに事務処理規程第 13 条第 1 項第 2 号の規定に基づき通知するときは、指名停止等措置要領及び事務処理規程に定める様式によらず、それぞれ次の様式によるものとする。

ア 指名停止等措置要領第 11 条第 1 項による通知 競争入札参加指名停止書 (別記様式第 8 号)

イ 指名停止等措置要領第 13 条による通知 競争入札参加指名停止期間変更通知書 (別記様式第 9 号)

ウ 事務処理規程第 13 条第 1 項第 2 号による通知 競争入札参加排除決定通知書別記 (様式第 10 号)

2 苦情の申立て及び再苦情の申立ては、原則として、入札及び契約手続の執行を妨げるものではない。

附 則

この要領は、令和 6 年 1 月 22 から施行する。